

# 日野市清流保全-湧水・地下水の回復と河川・用水の保全-

## に関する条例等の施行について

20220401 環境共生部 緑と清流課

### 【はじめに】

平成 30 年に多摩平のマンション開発事業により湧水が一時的に白濁・枯渇した事象が発生してしまいました。この反省を踏まえて、湧水地の保全についての実効性を担保するため、清流保全条例等を一部改正し、令和 4 年 4 月 1 日より施行いたします。

### 【主な改正ポイント】

#### 1) 地下水に影響を及ぼすおそれのある工事については、事前協議を行い、協定書を締結する等プロセスを明文化しました。(条例 12 条・規則 9 条)

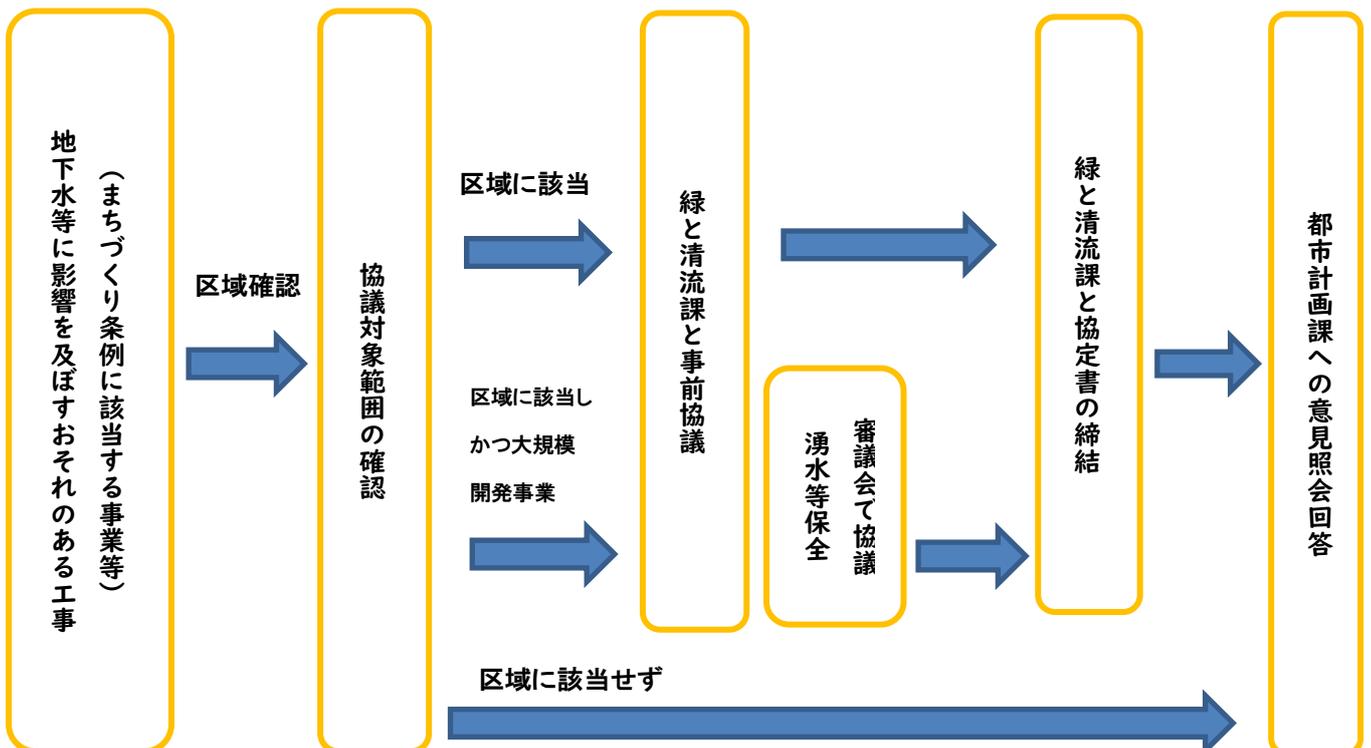
##### □改正内容

調査実施への協力や資料提出に加えて、あらかじめ協議を位置付けかつ協定書を事業者と緑と清流課で取り交わします。

##### □効果

- ・現行では調査協力や資料提出にとどまり、事業者との協議体制が不十分であった事を改め、地下水等に影響を及ぼすおそれが少なくなるよう十分な協議を行う事が可能となります。
- ・今まで規定していなかった解体工事についても対象とし、地下水等に影響を及ぼすおそれを軽減することが可能となります。

### 【事業区域確認～都市計画課意見照会回答までのフロー図】



## **2) 協議対象範囲及び協議内容を明確化し、チェック機能を働かせます。**

### **(条例 12 条・規則 8 条)**

#### □改正内容

保全すべき湧水を位置付け、その湧水地から一定距離以内で行われる事業を協議対象工事とし、かつ事前協議の内容について明確化します。

- ① 下記に掲げる湧水地の周辺 250m以内及び黒川清流公園湧水群については 500m 以内（ただし、開発事業地が湧水地よりも標高が低い場合、また用途地域が第一種低層住居専用地域に該当する場合を除きます。）
- ② まちづくり条例の手続きが必要となる事業で、かつ地下水に影響を及ぼすおそれのある工事を実施する場合
- ③ 事前協議においては、杭工法、杭長、杭工事前後や杭工事中のモニタリング調査回数及び方法、住民説明、異常が確認された場合の対策等の管理基準項目を定めます。

#### □効果

条例等の関係法令に基づき、十分な事前協議や必要な調査を行ったうえで、杭工法やモニタリング調査に関すること、改善策等を事業着手前に明確にすることが可能となります。

#### □湧水地保全の重点箇所について

今回の改正についてもいままでの規則を引き継いだ箇所を重点箇所と定めてまいります。（※すでに湧水が枯渇・染み出しとなった箇所は除く。）

#### ◇湧水地の保全の重点箇所（規則別表第 3）

- ①谷仲山湧水 ②東光寺緑地湧水 ③豊田崖線下湧水群 ④程久保川源流湧水群
- ⑤百草谷戸湧水 ⑥明星大学谷戸湧水 ⑦七生中学校自噴井戸 ⑧豊田小学校自噴井戸
- ⑨黒川清流公園湧水群 ⑩中央図書館下湧水群 ⑪小沢緑地湧水



## **3) 一定規模以上の大規模開発事業については、有識者による審議会を設置し、その都度管理基準項目を設定します。(条例 24 条・規則 15・16 条)**

※一定規模以上の大規模開発事業とは、まちづくり条例第 84 号第 1 項第 1 号に規定する事業です。開発事業の区域が 5,000 m<sup>2</sup>以上（多摩丘陵自然公園区域内（ただし、開発事業区域及びその周辺の土地の形状がおおむね平坦地で、市長が認めた場合は除く。）については 3,000 m<sup>2</sup>）以上の開発事業

#### □改正内容

大規模な開発事業については、地下水等へ与える影響が大きくなる可能性があるため、有識者による審議会を開催し管理基準項目を定めていきます。

#### □効果

専門家の視点を交えて管理基準項目を定めることにより、地下水等への影響をできる限り抑えて湧水等の保全につとめてまいります。